



簡易な所得見込額の申立書(臨時特例用)

(新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料学生納付特例申請)

この「簡易な所得見込額の申立書」は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによって国民年金保険料の学生納付特例の申請を行うために、「国民年金保険料学生納付特例申請書」の「**⑫特例認定区分**」の「**3. その他**」に「**臨時特例**」とご記入いただき申請書をご提出する際に提出が必要です。

(注) この「簡易な所得見込額の申立書」は、日本年金機構が国民年金保険料学生納付特例申請の審査のためにのみ使用するものです。
市区町村における国民健康保険料(税)及び市町村民税に関する申告用ではありません。

① 申請対象期間 令和2年度分(令和2年4月分以降) ※ 令和2年度分は令和3年3月分までとなります。

② 下記にチェック(☑)してください。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少しました。

③ 収入が減少した方の氏名をご記入ください。
※被保険者(申請者)の収入減少であることが必要です。

被保険者(申請者)氏名

フリガナ

④ 収入が減少した後の所得見込額(簡易な所得見込額)をご記入ください。
(裏面E欄の各控除等の控除後の所得見込額をご参考にご記入ください)

円

⑤ 備考欄

【記入上の注意事項】

- ④欄は、裏面の計算手順をご活用ください。(E欄の「所得見込額」をご記載ください)

【添付書類】

- ②欄及び④欄を確認できる書類について、この申立書を提出する際の提示は必要ありませんが、申立書の記入内容を確認するため、申請期間の初月から2年間、日本年金機構から当該書類の提示又は提出を求める場合がありますので、自宅等で保管しておいてください。

上記の申立の内容に相違ありません。

日本年金機構理事長あて

令和 年 月 日 提出

住所 _____

被保険者氏名 _____ 印※

※被保険者が自署した場合は、押印不要です。

受 付 印	
市区町村	年金事務所

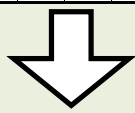
簡易な所得見込額の算出手順（所得見込額計算シート）

表面の④所得見込額について、以下の手順で計算してください（記入は必須ではありません）

被保険者（申請者）												
A 令和2年2月以降の任意の1か月分の収入額（※1）												
令和2年 ____ 月												
												円



B 収入見込額（A × 12か月）												
												円



控除等（※2）

事業収入、不動産収入を有する方

C Bの収入のうち、事業収入、不動産収入に係る必要経費の見込額（12か月分）												
												円

給与収入を有する方

D Bの収入のうち、給与収入に係る控除の見込額（12か月分）												
												円



E 各控除等の控除後の所得見込額 B - (C + D) → 表面の④に記載												
												円

【留意点】

- ※1 収入見込額は、以下の収入の見込額の合計をいいます。
算出にあたっては、例えば、令和2年2月以降の任意の1か月の収入をご記入ください。
対象とする収入は、事業収入、不動産収入、給与収入です。
なお、上記の収入以外については、Aの収入額に含める必要はありません。
 - ※2 控除等の見込額は、以下の算出方法を参考にご記入ください。^(注)
 - ・ Bの収入のうち、事業収入及び不動産収入に係る必要経費は、例えば、Aの収入額の算出に用いた任意の1か月の収入のために要した必要経費の12か月相当分を算出してご記入ください。
 - ・ Bの収入のうち、給与収入に係る給与所得控除の見込額をご記入ください。
具体的な計算方法は下記の表をご参照ください。
- (注) 給与収入に係る控除以外の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）については、Eの額の計算に含める必要はありません。

給与所得控除	Bの額のうち給与収入分（見込収入額）×40% （65万円に満たない場合は65万円）
--------	----------------------------------------------

(例) 被保険者（申請者） 給与収入額 50万円
給与所得額の計算 → 50万円 - 65万円 = 0円 } この場合、E欄は「0」で計算

〈参考〉 学生納付特例の所得基準（めやす）（※3）

世帯構成	2人世帯 （扶養者が1名の場合）	単身世帯 （扶養者がいない場合）
所得基準（めやす）	156万円	118万円

- ※3 世帯構成については、その者の税法上の扶養者数等（前年^(注)のもの）により判定します。また、一部免除については、その者の税法上の前年^(注)の各種控除（例：医療費控除額、社会保険料控除額等）も考慮して判定します。

(注) 表面の「①申請対象期間」欄の申請年度の前年。